

## 第1章 都市計画マスタープラン策定の背景と目的

### 1. マスタープラン策定の背景

平成10年3月に旧津山市都市計画マスタープランを策定してから10年が経過しようとしています。現在、本市をとりまく時代の潮流は、急激な少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、国際化・高度情報化の進展、地球環境問題の深刻化、地方分権、深刻な財政状況などさまざまな問題に直面しています。

この間、平成17年2月には、市町村合併により新津山市が発足し、都市計画区域をもつ勝北町と久米町が含まれたことにより、津山市に属する都市計画法に定める「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する圏域」が拡大したため、今までの都市計画マスタープランとの整合を図る必要が生じています。

また、マスタープランは、合併後新たに策定された「～しあわせ大国つやま～津山市第4次総合計画」の基本構想に即して、今後のまちづくりの方針を明らかにする必要があります。

このように、本市をとりまく経済社会情勢の変化や市町村合併、前計画における各種事業の進捗状況などを踏まえたマスタープランの見直しが必要になっています。



○合併後の都市計画区域

### 2. 目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

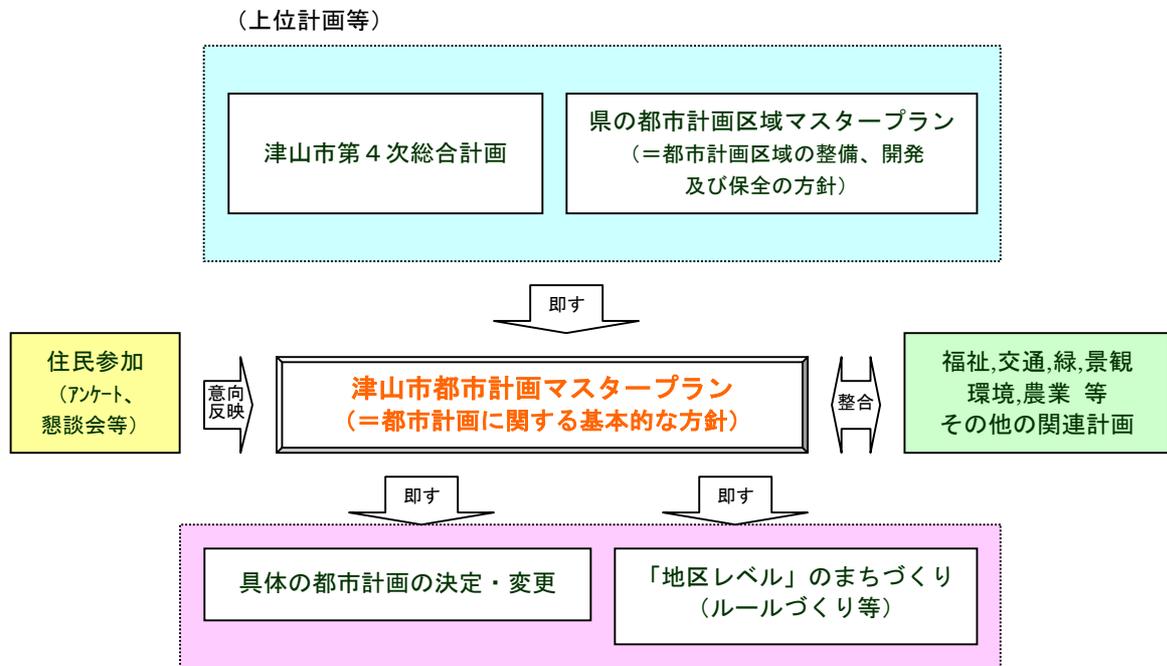
また、マスタープランは、「市町村の建設に関する基本構想」と、県が定める都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」に即して定めます。その内容は、個別の事業の細かな内容を直接決めるものではありませんが、今後、市が定める都市計画は、この都市計画マスタープランに即して定めることになります。

つまり、都市計画マスタープランは、まちづくりの基本的な考え方、土地利用、道路・公園等、都市施設の整備方針などを明らかにし、具体的な都市計画を定める際の体系的な指針とするものです。

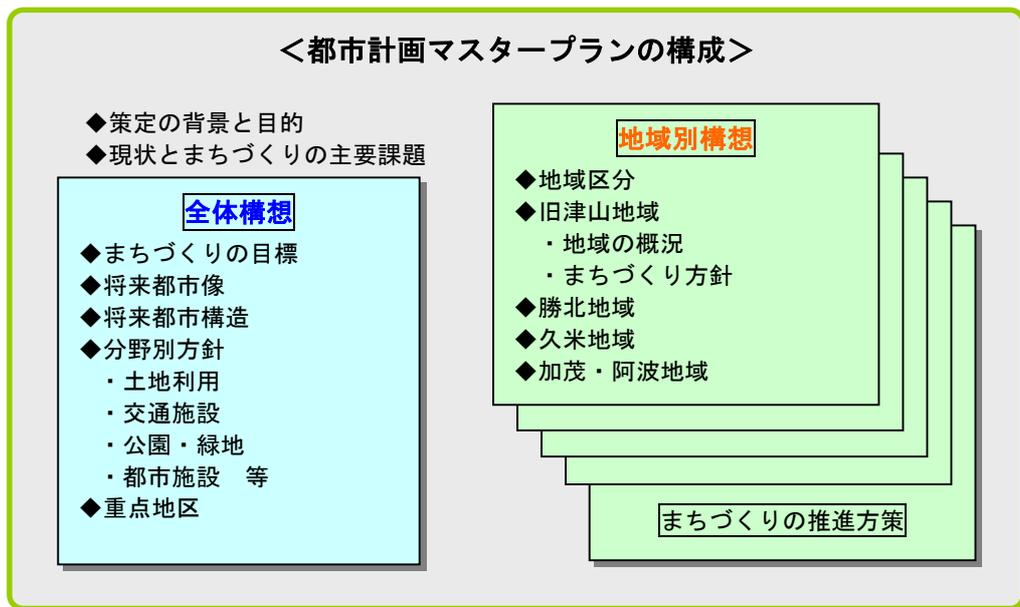
さらに、市民と行政の協働によるまちづくりの推進に向けて、都市の将来像や地域毎のまちづくりの方針を明らかにすることにより、市民が主体的に行うまちづくりや地区レベルのルールづくりなどに活用されます。

### 3. 位置づけ

市が定める都市計画マスタープランは、上位計画などに即しつつ、長期的な視点でまちづくりの方向を示すものであり、市の主体的な意志によって具体の都市計画をリードしていくものとして位置づけられます。



### 4. 構成



### 5. 目標年次

「津山市都市計画マスタープラン」は、本市の長期的なまちづくりの基本方針を示すものであり、概ね20年後を目標として10年後（平成29年）の都市像を描いています。